

「旅行業法施行規則第一条の二第三号の規定に基づく
観光庁長官の定める区域を定める告示」の一部改正について

1. 改正の背景

平成19年5月に、第3種旅行業の業務範囲の拡大がなされ、今まで募集型企画旅行ができなかった第3種旅行業でも、隣接市町村及び「観光庁長官の定める区域」(本土と離島間の範囲)であれば業務を可能としたところである。

今般、地域独自の魅力を活かした地域密着型の旅行商品の創出への取組強化の観点から、第3種旅行業の業務範囲について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

第3種旅行業の範囲となる旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条の2第3号の規定に基づく「観光庁長官の定める区域」について、及びのいずれも満たした場合の、第3種旅行業者の営業所の存する市町村と海上運送法(昭和24年法律第187号)による一般定期航路事業で結ばれた市町村の区域とする。

これらの区域が同一の都道府県内又は隣接し若しくは近接する都道府県内に存すること。

これらの市町村の一方又は双方の市町村が本土(本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島)のうち半島の地域又は離島(本土に付属する島)に存すること。

【今回の改正で拡大する業務範囲のイメージ】



図1：半島に営業所がある場合

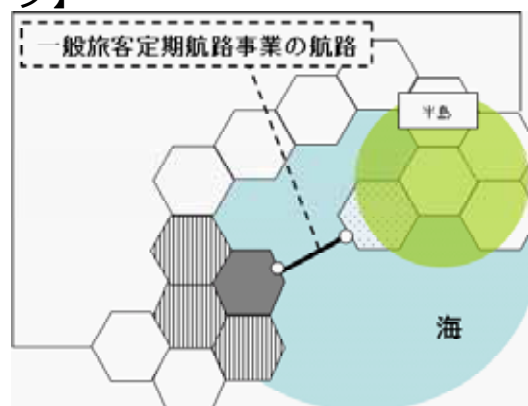


図2：半島と一般定期航路で結ばれる市町村に営業所がある場合



3. 今後のスケジュール(予定)

公 布・施 行：平成21年3月中